

錦江町農業委員会 4月総会議事録

○ 開催日時 平成28年4月25日(月) 午後4時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 1号 農地法第3条許可申請について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 4号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について

議 長	<p>只今より平成28年4月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に7番毛下委員と8番寺田委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>受付番号1号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは受付番号1号について説明いたします。</p> <p>受付番号1号の譲渡人は、M・Tさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字二ノ塚6, 996番1、台帳は畑、地積は13, 842㎡となっています。</p> <p>譲受人はM・Mさん、M自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>Mさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地48, 398㎡で、水稲、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、耕耘機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、3番 厚ヶ瀬委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、3番 厚ケ瀬委員お願いいたします。
3 番 厚ケ瀬委員	報告いたします。譲受人のM・Mさんは、譲渡人、M・Tさんのお孫さんでございます。この件は贈与による所有権の移転でございます。MさんはYのHに勤めながら、家の手伝いをされている方でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第 1号を採決します。 お諮りします。 議案第 1号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 1号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第2号について説明いたします。 まず、受付番号1号の譲渡人は、H・Mさん、T都在住の方です。 申請地は、1件目が馬場字山之口ノ上2，191番、地目は田、地積は923㎡、2件目が馬場字山之口ノ上2，213番1、地目は田、地積は1，893㎡で、2筆の合計は2，816㎡となっています。 譲受人は、A・Sさん、M町在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。

	<p>A・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が2人で100日、自作地1,384㎡、小作地7,654㎡で、施設園芸、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、管理機3台、軽トラック2台、芋掘り機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
8番 寺田委員	<p>はい。ご報告申し上げます。この物件は以前あっせんに出て来た分でございます。現地は山之口の農協の倉庫が一角に入っているというような所でございます。A君は南大隅町の認定農家でございます。住所が花ノ木の城内にあるということでした。そのA・S君が、Nの方で暖房インゲンのグループに入らないかということで、降灰対策事業のやつで。それでYの方に土地を見つけていたということで、このあっせんに上がった分を紹介しました。A君は農協系列の深ネギを中心として、馬鈴薯と米、36歳という若さで一生懸命取り組んでいる青年でございます。何ら問題ないというふうに考えております。金額は2筆合計で全部で〇〇万円ということでした。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、担当調査員の調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第2号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号1号の貸し人はT・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字岩ノ上4，271番、地目は畑、地積は952㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年4月26日から平成32年12月14日までで、小作料は、5,000円となっています。</p> <p>借り人は、T・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>T・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地15,617㎡、小作地6,526㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は4番 水流委員です。</p> <p>次の受付番号2号から6号までの貸し人はS・Kさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、2号が神川字前目2，112番1、地目は畑、地積は6,840㎡ 3号が神川字前目2，114番5、地目は畑、地積は1,870㎡、4号が神川字前目2，116番1、地目は畑、地積は1,436㎡、5号が神川字前目2，117番1、地目は畑、地積は682㎡、6号が神川字西上ノ迫1，260番1、地目は畑、地積は3,026㎡で、5筆の合計は13,854㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年4月26日から平成33年3月31日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。</p> <p>一方、借り人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>F・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地13,349㎡、小作地28,117㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、トラクター・管理機各3台、トラック2台、コンバイン・タイヤショベル・ハーベスター各1台となっています。</p> <p>次の受付番号7号、8号の貸し人はS・Kさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、7号が神川字八久保921番、地目は畑、地積は934㎡、8号が</p>

神川字外戸口1, 095番1、地目は畑、地積は2,627㎡で、2筆の合計は3,561㎡となっています。

貸付期間は、平成28年4月26日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

一方、借り人は、受付番号2号からと同じ、F・Mさんです。

受付番号2号から8号までの担当調査員は16番 山中委員です。

次の受付番号9号から11号までの貸し人はU・Mさん、O県在住の方です。

申請地は、9号が田代麓字屋敷ノ下2, 023番1、地目は田、地積は766㎡、10号が田代麓字屋敷ノ下2, 023番2、地目は田、地積は949㎡、11号が田代麓字屋敷ノ下2, 024番1、地目は田、地積は1,023㎡で、3筆の合計は2,738㎡となっています。

貸付期間は、平成28年4月26日から平成33年12月14日までで、小作料は、10アール当たり50,000円となっています。

一方、借り人は、O・Kさん、S自治会在住の方です。

O・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地10,108㎡、小作地16,153㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、ビバー各1台となっています。

この件の担当調査員は、18番 樋渡委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号1号について、4番 水流委員お願いいたします。

4番
水流委員

はい。受付番号1号を説明いたします。借り人のT・Kさんは奥さんと2人で肉用牛と露地野菜の方をやっておられます。また、この圃場はT・Yさんの真上にありまして、たまに行くんですけども、圃場の方も綺麗にしておられます。また、認定農家でもありますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号2号から8号までについて、16番 山中委員お願いします。

<p>16番 山中委員</p>	<p>はい。F・MさんはKの出身で、KさんはS・Kさんの息子さんでございます。Fさんはさっきの紹介のとおり、畜産とハウスインゲン、馬鈴薯を作って、幅広く元気に活躍されています。問題は無いと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号9号から11号について、18番 樋渡委員お願いします。</p>
<p>18番 樋渡委員</p>	<p>9号から11号について説明します。これはF・Mさんの圃場なんですけど、闇で他の人が作っていたんですけど、その人がちょっと湿田気味であったりして、畜産農家でもあり、草も良く取れないということで、一番下のこの1反ぐらいのこれがちょっと湿田でもう作りたくないと言われてまして、それでOさんが私が作るということで、今回、Oさんの現在作っている圃場を見て回ったんですけど、畔払いとかそういう圃場管理はちゃんとされています。ですので、何ら問題は無いかと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第 3号を採決します。 お諮りします。 議案第 3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 4号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案第4号について説明いたします。</p> <p>この下限面積の見直しに係る意思決定につきましては、毎年協議して頂いておりますが、農地法第3条第2項第5号によりますと、都道府県は50aとされていますが、かっこ書きに、農業委員会が、別段に面積を定めることができるとされていますので、錦江町全域について、下限面積の意思決定を行うものです。</p> <p>資料の方を見て頂きますと、平成20年の3月から30aということで27年度まで来ております。下の方は2010年の農業センサスなんですが、未だ2015年の農業センサスの確定数値が出ておりませんので、2010年のデータによりますと、大体30a未満が4割から5割に近い数字かなと、全体で44%ということで、事務局としましては28年度も30aで行きたいとなあというふうに思っているところでございます。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第9号は、下限面積を30aとすることにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、「議案第3号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」は、下限面積を30aとすることに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成28年4月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

7 番

8 番

議事録調整者 窪 和人